

基本協定書（案） 新旧対照表

No	ページ	章など	修正前	修正後
1	4	第6条の3	配水管理センター（水運用管理システム）整備業務	配水管理センター（水運用管理システム）整備業務（ LCD監視制御装置や現場側のコントローラ等、制御に係る部分の水運用管理システム設計、機器製作、試運転等のシステム構築に限る ）
2	12	別紙2	当社は、(1)事業者が事業契約に基づき負担する義務及び債務等、(2)事業者の解散後に事業者について、事業契約に基づく債務等が存することが判明した場合の係る債務等につき、事業者及び他の株主と連帯してこれらの義務及び債務等を負うこと。	当社は、(1)事業者が事業契約に基づき負担する義務及び債務等、(2)事業者の解散後に事業者について、事業契約に基づく債務等が存することが判明した場合の係る債務等につき、事業者及び他の株主と連帯してこれらの義務及び債務等を負うこと。 ただし、事業者が、事業者のうち当該債務について帰責性を有する者を特定した場合には、当該帰責性を有する者が債務引受を行っているものとみなし、当該債務を履行すること。